

保育施設における使用済み紙おむつの自園処分への支援について

(事務事業：保育事業)

1 補助理由

保育施設における使用済み紙おむつの処分については、一部施設において自園処分が進められているものの、多くは保護者持ち帰りとしている状況であり、施設により対応が異なっています。

新型コロナウイルス感染症対策下における衛生面の配慮に加え、保護者アンケートによる意見（自園処分を求む回答 85%）を踏まえ、令和 5 年度から町内全ての保育施設において、使用済み紙おむつの自園処分に取り組む方向とし、保護者ニーズに促した子育て環境の向上に努めます。

2 実施内容

(1) 使用済み紙おむつの自園処分への転換

保護者の負担軽減や衛生面への配慮から、町内保育施設における使用済み紙おむつについて、原則として保育施設が自園処分を行います。

(2) 自園処分する民間保育施設への助成

自園処分に取り組む保育施設について、保護者に経済的負担を新たに求めることなく、かつ保育施設の運営上の負担を軽減することを目的として、実施に必要な保管用ごみ箱等の備品購入費の他、紙おむつを使用する児童の人数に応じて定額の処分費用の助成を行います。

3 実施時期

令和 5 年 4 月（予定）

4 予算措置

- ・備品購入費用については、令和 4 年度 3 月初日補正を検討
- ・自園処分に係る経費については、令和 5 年度予算計上を検討

5 担当

子育て支援課児童係